

# 第128期

## 定時株主総会招集ご通知

2025年4月1日から2026年3月31日まで

- 日 時** 2026年6月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）
- 場 所** 東京都中央区京橋二丁目6番4号  
ニッテン京橋ビル 当社本店（地下1階）  
（会場が前回と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図  
をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
- 決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役8名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

株主総会にご来場されない場合は、ご出席に代えて、インターネット等による議決権行使または同封の議決権行使書のご返送をお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただきます。

【議決権行使期限】 2026年6月25日（木曜日）  
午後5時45分到着まで

日本甜菜製糖株式会社

証券コード：2108

## 目次

■ 招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
・ 第1号議案 剰余金処分の件	5
・ 第2号議案 定款一部変更の件	6
・ 第3号議案 取締役8名選任の件	7
・ 第4号議案 補欠監査役1名選任の件	16
■ 事業報告	17
■ 計算書類	31
■ 監査報告	35

株主各位

東京都中央区京橋二丁目6番4号  
**日本甜菜製糖株式会社**  
取締役社長 石 栗 秀

## 第128期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第128期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目6番4号  
ニッテン京橋ビル 当社本店（地下1階）  
（会場が前回と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第128期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第128期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役8名選任の件
  - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 議決権の行使に関する事項
  - (1) インターネット等による方法と議決権行使書の郵送の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。
  - (2) インターネット等による方法で議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
  - (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

## 5. 電子提供措置事項

- (1)本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第128期定時株主総会招集ご通知」および「第128期定時株主総会資料（書面交付していない事項）」として掲載していますので、以下の当社ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nitten.co.jp>  
（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（以下、「東証」という。）のウェブサイトにも掲載していますので、以下の東証ウェブサイトへアクセスいただき、銘柄名（日本甜菜製糖）または証券コード（2108）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

- (2)本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しています。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、  
「会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

従いまして、株主様に対してお送りする書面は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

以上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。

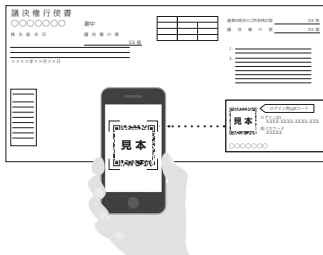


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

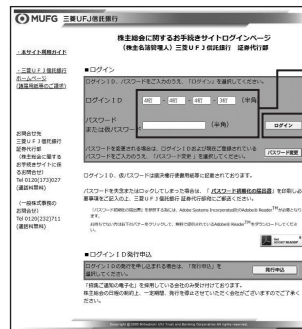
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要な政策と位置づけ、成長事業の拡大と基盤事業の収益構造改善を図りつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。その上で、2025年5月14日に公表した「第2次中期経営計画の見直し」の資本・財務戦略として投資と株主還元の充実による資本効率向上、政策保有株式の縮減を進めており、配当方針につきましては、1株当たりの配当金を80円以上としております。

上記方針に基づき、当期における政策保有株式縮減の進捗等を踏まえ、当期の期末配当につきましては、1株当たり80円の普通配当に加え、80円の特別配当を実施し、合計1株につき160円とさせていただきますと存じます。

## 期末配当に関する事項

### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金160円（普通配当80円、特別配当80円）

総額 1,934,122,240円

### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 商号変更

当社は、製糖事業で培った独自の知見や技術を活かし、食品、飼料、農業資材など幅広く事業を展開しておりますが、第2次中期経営計画で掲げる、これまでの「てん菜糖業」から、持続可能な「てん菜産業」への飛躍を示すものとして、商号を「日本甜菜製糖株式会社」から「株式会社ニッテン」へ変更することとし、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、本変更は、2026年10月1日に効力が生じるものとし、その旨の附則を設けるとともに、当該附則につきましては、当該効力発生日の経過後削除いたします。

#### (2) 取締役の任期変更

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>日本甜菜製糖株式会社</u>と称する。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員のため選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社ニッテン</u>と称する。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員のため選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>附 則</u> 第1条(商 号)の変更は、2026年10月1日に効力が生じるものとする。なお、本附則は、第1条(商号)の変更の効力発生をもってこれを削除するものとする。</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で決定しています。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位
1	石栗 秀 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役 取締役社長 社長執行役員
2	木山 邦樹 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 専務執行役員
3	寺澤 秀和 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 常務執行役員
4	白畑 康 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 上席執行役員
5	伊藤 政貴 <input type="checkbox"/> 新任	執行役員
6	橋本 秀一 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外取締役
7	中村 規代実 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	社外取締役
8	浅見 裕子 <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 [ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ]	所 有 す る 当社株式の数
1  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	<p style="text-align: center;">いし くり しゅう 石 栗 秀 (1958年5月1日生)</p>	<p>1986年4月 当社入社 2010年4月 当社食品事業部部長 2012年4月 当社食品事業部長 2014年6月 当社技術部長、品質保証部長 2016年6月 当社取締役、美幌製糖所長 2018年6月 当社取締役、経営企画室長、関連会社担当部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員、経営企画室長 2021年4月 当社取締役常務執行役員、経営企画室長、資本業務提携推進担当 2022年6月 当社取締役社長（代表取締役）、社長執行役員、経営企画室管掌 2024年6月 当社取締役社長（代表取締役）、社長執行役員 現在に至る</p>	30,700株
<p>[取締役候補者とした理由] 2022年から当社の取締役社長を務め、優れた経営手腕を発揮することにより、企業価値の向上に努めております。経営全般に関する高い知見を有し、高い見識と能力を兼ね備えていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 [ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ]	所 有 す る 当社株式の数
2  再任	<p style="text-align: center;">木 山 邦 樹 (1957年8月7日生)</p>	<p>1981年4月 当社入社  2010年4月 当社農務部部長  2010年6月 当社美幌製糖所副製糖所長  2016年6月 当社取締役、経営企画室長、関連会社担当部長  2018年6月 当社取締役、農務部長、農技開発部担当  2020年4月 当社取締役、農務部長、農技開発部長  2020年6月 当社取締役常務執行役員、札幌支社長、農務部門管掌、農福連携担当サークル機工株式会社代表取締役社長  2024年4月 当社農機開発センター担当  2024年6月 当社取締役専務執行役員、札幌支社長、農務部門管掌、農機開発センター・農福連携担当  2026年4月 当社取締役専務執行役員、札幌支社長、農務部門管掌、農福連携担当  現在に至る</p>	20,800株
<p>[取締役候補者とした理由]  砂糖事業での豊富な業務経験を有しており、2016年から当社取締役を務めております。引き続きこれらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 [ 重要な兼職の状況 ]	所有する 当社株式の数
3  再任	寺澤 秀和 (1959年6月25日生)	1982年 4月 当社入社 2012年 4月 当社農業資材販売部部長 2013年 4月 当社紙筒事業部部長 2016年 6月 当社紙筒事業部長 2018年 6月 当社取締役、紙筒事業部長 2020年 6月 当社上席執行役員、紙筒事業部長 2022年 6月 当社取締役常務執行役員、飼料事業部・紙筒事業部管掌、海外戦略担当 2022年12月 当社海外事業部長 2024年 6月 当社取締役常務執行役員、飼料事業部・紙筒事業部管掌、海外事業部長 2025年 7月 当社取締役常務執行役員、海外事業部・飼料事業部・紙筒事業部管掌 現在に至る 2026年 4月 当社農機開発センター管掌 現在に至る	15,700株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>農業用機械器具および農業資材に関する製造、販売、開発に豊富な業務経験を有しており、2022年から当社取締役を務めております。これらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			
4  再任	白畑 康 (1967年4月12日生)	1990年 4月 当社入社 2020年 4月 当社管理部長 2022年 6月 当社執行役員、経営企画室長、資本業務提携推進担当 2024年 6月 当社執行役員、経営企画室長、法務室・管理部・SDGs・資本業務提携推進担当 2024年 8月 当社財務企画準備室担当 2025年 4月 当社財務企画室担当 2025年 6月 当社取締役上席執行役員、経営企画室長、財務企画室・法務室・管理部担当、IR担当 現在に至る	3,100株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>財務、会計、法務、農政に関する豊富な業務経験を有しており、2025年から当社取締役を務めております。これらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 [ 重要な兼職の状況 ]	所有する 当社株式の数
5  新任	伊藤 政貴 (1970年4月28日生)	1993年4月 当社入社 2023年4月 当社経営企画室部長 2023年6月 当社人事部長 2024年6月 当社執行役員、人事部長、内部統 制・コンプライアンス・リスク管理 推進室・経理部・品質保証部担当 現在に至る	1,900株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>財務、会計、人事に関する豊富な業務経験を有しており、2024年から当社執行役員を務めております。これらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
6  再任 社外 独立	橋本 秀一 (1956年5月1日生)	1979年4月 明治製菓株式会社入社 2012年7月 Meiji Seika ファルマ株式会社 (旧明治製菓(株)が商号変更) 農薬資材部長 2014年6月 Meiji Seika ファルマ株式会社 執行役員 生物産業事業本部長 メイジ・ファルマ・코리아Co.,Ltd.理事 2019年6月 当社社外取締役 現在に至る	2,000株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>Meiji Seika ファルマ株式会社 執行役員として培われた高い見識と豊富な経験を、当社の経営に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏はMeiji Seika ファルマ株式会社の出身であります。Meiji Seika ファルマ株式会社と当社との間には、商社を通じた製品販売の取引がありますが、直接の取引関係にはなく、取引条件は他の取引先と異なっていません。また、取引内容についても、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 [ 重要な兼職の状況 ]	所有する 当社株式の数
7	なかむら きよみ 中村規代実 (1968年10月31日生)	1998年4月 弁護士登録 1998年4月 小野孝男法律事務所（現・弁護士法人小野総合法律事務所）入所 2008年1月 石本哲敏法律事務所パートナー 2019年6月 栄研化学株式会社社外取締役 現在に至る 2020年6月 当社社外取締役 現在に至る 2022年5月 オリゾン法律事務所開設、同パートナー 現在に至る	1,000株
再任 社外 独立	<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>弁護士として培われた専門的な知識と経験を、当社の経営に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、上記の理由に基づき、社外取締役としての責務を適切に遂行できると判断しております。また、同氏は弁護士として、コーポレートガバナンスをはじめ、ジェンダー問題、ダイバーシティに関する造詣も深く、2017年度より2期、東京弁護士会 性の平等委員会副委員長を務め、2021年4月以降現在同委員会委員として活動しております。</p> <p>なお、同氏の兼職先と当社との間に特記すべき取引はありません。</p>		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 [ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ]	所有する 当社株式の数
8	あさみ ゆうこ 浅見 裕子 (1972年1月5日生)	2000年4月 学習院大学経済学部専任講師 2008年4月 学習院大学経済学部教授 2010年2月 財務省独立行政法人評価委員会委員 2018年6月 大建工業株式会社社外監査役 2019年6月 財務会計基準機構企業会計基準諮問 会議委員 2019年7月 金融庁公認会計士・監査審査会委員 2020年1月 税理士試験委員 2021年6月 大建工業株式会社社外取締役（監査 等委員） 2022年12月 株式会社スプリックス社外取締役 （監査等委員） 現在に至る 2023年6月 金融庁企業会計審議会臨時委員 現在に至る 2023年7月 国土交通省土地鑑定委員会委員 現在に至る 2023年10月 国税庁東京国税局土地評価審議会会 長代理 現在に至る 2025年4月 学習院大学名誉教授 現在に至る 名古屋大学大学院経済学研究科教授 現在に至る 2025年12月 公認会計士試験委員 現在に至る	0株
新任 社外 独立	[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 大学教授および財務省等の政府審議会委員として培われた経営・会計に関する高い見識と豊富な経験を、当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、上記の理由に基づき、社外取締役としての責務を適切に遂行できると判断しております。 なお、同氏の兼職先と当社との間に特記すべき取引はありません。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 橋本秀一氏、中村規代実氏、浅見裕子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 橋本秀一氏、中村規代実氏は、現在当社の社外取締役です。在任期間は本総会終結の時をもって橋本秀一氏が7年、中村規代実氏が6年となります。
- なお、当社は橋本秀一氏、中村規代実氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として同取引所に届け出ておりますが、両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を「独立役員」とする予定であります。また、浅見裕子氏が取締役役に選任された場合、同氏も「独立役員」とする予定であります。

4. 当社は橋本秀一氏、中村規代実氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また、浅見裕子氏が取締役を選任された場合、同氏との間でも新たに同様の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしております。本議案が承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考>スキル・マトリックス

取締役候補者のスキルは、以下のとおりとなります。スキルについては、取締役会に求められる機能、経営課題との整合性および当社グループの事業特性の観点から特定しております。

スキル名称	定義
企業経営	持続可能な企業経営（E S G含む）について知見がある
財務、会計	財務、会計について知見がある
人事、労務、人材開発	人事、労務、人材開発について知見がある
法務、監査、内部統制	企業法務、監査、または内部統制について知見がある
農業（政策、技術）	各種農業政策、または作物栽培、酪農、農業資機材等について知見がある
製造	製糖、発酵、農業資機材等の製造技術について知見がある
研究、開発	てん菜、砂糖、食品、飼料、農業資機材等の研究、開発について知見がある
営業、マーケティング、海外戦略	営業、マーケティング、海外戦略について知見がある

氏名	企業経営	財務、 会計	人事、 労務、 人材開発	法務、 監査、 内部統制	農業 (政策、技術)	製造	研究、 開発	営業、 マーケティング、 海外戦略
石栗 秀	○				○	○	○	
木山 邦樹	○		○		○			○
寺澤 秀和	○					○	○	○
白畑 康	○	○		○	○			
伊藤 政貴	○	○	○	○				
橋本 秀一	○				○		○	○
中村 規代実	○		○	○				
浅見 裕子	○	○						○

※上記一覧表は、候補者の有するすべての専門性や経験を示すものではありません。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2025年6月27日開催の第127期定時株主総会において、大井倫太郎氏を補欠監査役として選任いただきましたが、選任決議の効力は本定時株主総会の開始の時までとされており、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、補欠監査役候補者は、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で決定しております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
大井倫太郎 (1974年12月29日生)	2002年10月 弁護士登録 吉峯総合法律事務所入所 現在に至る	0株
〔補欠社外監査役候補者とした理由〕 大井倫太郎氏を補欠監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた専門的な知識と経験を、当社の監査業務に活かせると考えたからであります。なお、同氏は会社の経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 大井倫太郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 大井倫太郎氏が監査役に就任した場合は、同氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に届出を行う予定であります。
4. 大井倫太郎氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしております。本議案が承認可決され、候補者が監査役に就任した場合、候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果で景気回復を支えることが期待されているものの、金融資本市場の変動の影響やアメリカの通商政策の動向、中東情勢の影響等、先行きが不透明な状況が続いております。

砂糖の需要動向は、インバウンド需要が引き続き堅調と見込まれるものの、物価高や消費者の低甘味嗜好、人口減少等の影響等により、厳しい状況が依然として続いております。

当連結会計年度は、主に砂糖事業の売上増加により、売上高は前期比6.0%増の686億9千6百万円となり、営業利益は飼料事業、農業資材事業およびその他事業で増益となったものの、砂糖事業、食品事業および不動産事業の減益により、前期比90.2%減の5千2百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益で前年度に計上した固定資産売却益の影響がなくなったものの、投資有価証券売却益の増加と、特別損失での減損損失の減少により、前期比86.1%増の50億3千2百万円となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

#### <砂糖事業>

海外市況につきましては、ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限）において1ポンド当たり期初18.89セントで始まり、一時的に2月にはブラジル等主要産地で生産が順調なため13セント台まで下落し、15.51セントで当期を終えました。

一方、国内市況につきましては、期初249円～251円（東京精糖上白現物相場、キログラム当たり）で始まりましたが、11月に8円下落し241円～243円となり、そのまま当期を終えました。

ビート糖は、海外粗糖相場下落の影響を受け販売価格は下落したものの、ビート糖生産量が回復したことにより原料糖販売が増加したため、売上高は前期を上回りました。

精糖は、ビート糖同様販売価格が下落したため売上高は前期を下回りました。

砂糖事業の売上高は、466億9千4百万円（前期比8.9%増）となり、25億5千7百万円の営業損失（前期は15億9千8百万円の営業損失）となりました。

#### <食品事業>

イーストは、販売単価増により売上高は前期を上回りましたが、燃料費単価の上昇等により減益となりました。

オリゴ糖等食品素材は、販売数量が前期をやや下回り、売上高は減少しましたが、製造コスト削減に努めたことにより、前期並みの利益となりました。

食品事業の売上高は、28億1百万円（前期比3.7%増）となり、1億7千1百万円の営

業利益（前期比22.6%減）となりました。

#### <飼料事業>

配合飼料は、販売単価は下落したものの、販売数量が増加し、売上高は前期をやや上回りました。

ビートパルプは、2025年産原料てん菜の収量減少に伴う減産により、販売数量、売上高ともに前期を下回りました。

飼料事業の売上高は、127億4千4百万円（前期比0.9%減）となり、主に輸入とうもろこし等原料価格の低下により損益は改善し、13億6千3百万円の営業利益（前期比11.7%増）となりました。

#### <農業資材事業>

紙筒（移植栽培用育苗鉢）は、販売単価は一部値上げにより上昇したものの、販売数量は減少し、売上高は前期を下回りました。

農業機材は、移植機材・播種機材等の売上増加により、売上高は前期を上回りました。

農業資材事業の売上高は、39億8千7百万円（前期比1.5%増）となり、前年度に計上した棚卸資産評価損の影響がなくなったことにより、2億7千万円の営業利益（前期は5千万円の営業損失）となりました。

#### <不動産事業>

不動産事業は、一部賃貸物件の稼働率低下により、売上高、営業利益ともに前期を下回りました。

不動産事業の売上高は、11億6千6百万円（前期比5.4%減）となり、営業利益は5億9千4百万円（前期比1.3%減）となりました。

#### <その他の事業>

その他の事業は、主に貨物輸送の運賃単価上昇やコスト削減により、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

その他の事業の売上高は、13億円（前期比10.4%増）となり、営業利益は2億9千3百万円（前期比58.4%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、34億3千9百万円であります。

その主なものは、本社のシステム更新、商業用店舗改修工事、本社ビル改装、芽室製糖所の太陽光発電設備新設、美幌製糖所の石灰焼成炉改造、士別製糖所の汚泥脱水設備新設であります。

なお、設備投資は自己資金等でまかなっております。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

砂糖業界におきましては、消費者の低甘味嗜好や、物価高の影響等があったものの、堅調なインバウンド需要による外食や観光業の回復に伴い、砂糖需要はやや持ち直しました。

2025年12月、政府は2027年以降のてん菜・てん菜糖に係る政策支援数量を砂糖量にして55万トンとすることを決定しました。現状のてん菜糖生産規模が保証されることとなりましたが、一方で近年の気候変動に伴う低糖分、肥料価格の高止まり等によりてん菜生産における収益性が悪化しており、作付面積が漸減しております。

当社の主業であるビート糖事業の根幹であるてん菜生産力の維持・向上が喫緊の課題であり、気候変動や病害虫に耐えうる新たなてん菜品種の導入や、農作業の省力化に貢献する適時適切な生産指導により、生産者の収益性向上を図り、作付面積の確保に繋げております。

一方、成長事業である飼料事業、農業資材事業、食品事業では、海外輸出を含めた新規市場開拓、新商品開発等を進め、収益体質の改善を図ります。

また、自己資本水準の見直しを進め、将来の収益源となる成長投資、非連続成長に対する投資の実施及び株主還元強化を、バランスを考慮しながら行います。

以上により、第2次中期経営計画最終年での目標であるROE5%の達成および中長期的にはROE8%以上を、目指してまいります。

当社グループは、急速に変化する外部環境に対応するため、経営戦略の再構築を急務と考えています。当社グループが掲げている「日甜アグリ戦略」のもと、「てん菜糖業」から「てん菜産業」へと事業を発展させていきます。

工場でのさらなるコスト削減に加え、適正価格での販売を含めた事業基盤の強化に取り組みます。また、農業を基盤としつつ、新たな成長事業の展開にも挑戦します。これらを通じて、持続可能な食料システムの構築と新たな価値創造を実現し、より多くの方に支持される企業グループへ成長してまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 125 期 (2022/4～2023/3)	第 126 期 (2023/4～2024/3)	第 127 期 (2024/4～2025/3)	第 128 期 (2025/4～2026/3)
売上高 (百万円)	65,013	69,297	64,796	68,696
経常利益 (百万円)	1,993	1,802	1,124	758
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,260	1,811	2,703	5,032
1株当たり 当期純利益	93円59銭	138円47銭	215円15銭	410円85銭
総 資 産 (百万円)	103,149	103,022	101,215	97,696
純 資 産 (百万円)	68,134	72,535	73,829	77,517
1株当たり 純 資 産 額	5,102円17銭	5,647円57銭	5,928円75銭	6,412円65銭

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

親会社はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
十 勝 鉄 道 株 式 会 社	15 <sup>百万円</sup>	100%	貨物自動車運送業
スズラン企業株式会社	10	※100	石油類販売およびスポーツ施設営業
ニッテン商事株式会社	18	100	食品卸売業
サークル機工株式会社	15	100	農業用機械器具の製造販売

(注) ※印は子会社による出資を含む比率であります。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業セグメント	主要な製品または事業内容
砂糖事業	ビート糖、精糖、ビート糖蜜、精糖蜜等
食品事業	イースト、オリゴ糖、ベタイン、仕入商品等
飼料事業	配合飼料、ビートパルプ等
農業資材事業	紙筒、農業用機械器具、農業資材、てん菜種子等
不動産事業	不動産賃貸等
その他の事業	貨物輸送、石油類販売、スポーツ施設営業等

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都中央区	清水バイオ工場	北海道清水町
札幌支社	札幌市中央区	清水紙筒工場	北海道清水町
芽室製糖所	北海道芽室町	総合研究所	北海道帯広市
美幌製糖所	北海道美幌町	ビジネスセンター	北海道芽室町
士別製糖所	北海道士別市		

② 子会社

名称	所在地
十勝鉄道株式会社	北海道帯広市
スズラン企業株式会社	北海道帯広市
ニッテン商事株式会社	千葉県市美浜区
サークル機工株式会社	北海道滝川市

## (9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### ①企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
砂糖事業	357名	4名減
食品事業	64名	2名増
飼料事業	46名	1名減
農業資材事業	128名	2名減
不動産事業	2名	—
その他の事業	88名	3名減
全社(共通)	86名	4名増
合計	771名	4名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。  
2. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
635名	1名増	43.8歳	18.9年

(注) 上記には臨時従業員は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
農林中央金庫	750 百万円
株式会社みずほ銀行	750

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,810,089株（自己株式721,825株を含む）

（注）2025年11月18日付にて実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は、前期末と比べて2,515,553株減少しております。

(3) 株主数 13,484名（前期末比1,926名減）

### (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
明治ホールディングス株式会社	993 <sup>千株</sup>	8.22%
ニッポン共栄会	964	7.98
ESG投資事業組合	849	7.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	726	6.01
農林中央金庫	514	4.26
東京海上日動火災保険株式会社	428	3.54
株式会社みずほ銀行	355	2.94
NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社	320	2.65
DM三井製糖株式会社	265	2.19
スズラン持株会	233	1.93

（注）1. 当社は、自己株式721,825株を所有しておりますが、上記大株主の記載からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	2,500株	4名

（注） 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.会社役員に関する事項（4）取締役および監査役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等4.株式報酬の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する方針」に記載しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長 社長執行役員	石 栗 秀	
取締役 専務執行役員	木 山 邦 樹	札幌支社長、農務部門管掌、農機開発センター・農福連携担当
取締役 常務執行役員	寺 澤 秀 和	海外事業部・飼料事業部・紙筒事業部管掌
取締役 上席執行役員	白 畑 康	経営企画室長 財務企画室・法務室・管理部担当、IR担当
取締役	浅 羽 茂	早稲田大学大学院 経営管理研究科教授
取締役	橋 本 秀 一	
取締役	中 村 規 代 実	オリゾン法律事務所 パートナー弁護士 栄研化学株式会社 社外取締役
常勤監査役	古 賀 啓	
常勤監査役	藤 崎 裕 之	
監 査 役	増 本 善 丈	スプリング法律事務所 パートナー弁護士 株式会社エムアールアイ債権回収 取締役
監 査 役	大 井 素 美	大井公認会計士事務所 日本ロジスティクスファンド投資法人 監督役員 リョーサン菱洋ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役浅羽 茂氏、橋本秀一氏および中村規代実氏は、社外取締役であります。
2. 監査役増本善丈氏および大井素美氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役浅羽 茂氏、橋本秀一氏および中村規代実氏ならびに監査役増本善丈氏および大井素美氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に届出を行っております。
4. 常勤監査役古賀 啓氏は、当社経理部長をはじめ長年にわたり経理業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、監査役大井素美氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2025年6月27日開催の第127期定時株主総会において、白畑 康氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。

6. 2025年6月27日開催の第127期定時株主総会において、大井素美氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 2025年6月27日開催の第127期定時株主総会終結の時をもって、恵本 司氏は取締役を辞任いたしました。
8. 2025年6月27日開催の第127期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、鏡 高志氏は監査役を退任いたしました。
9. 2026年4月1日付けで、取締役木山邦樹氏が担当していた農機開発センターは、取締役寺澤秀和氏が管掌することとなりました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役浅羽 茂氏、橋本秀一氏および中村規代実氏ならびに監査役増本善丈氏および大井素美氏は会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社の役員として行った行為に起因して、被保険期間中に被保険者に損害賠償請求がなされることにより被保険者が被る損害が補填されることとなります。

ただし、免責額の定めを設け、一定額に至らない損害については補填の対象としないこととしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (4) 取締役および監査役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年11月9日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会にて決議された総額の範囲内において、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

代表取締役および取締役の報酬は、役位・職責に応じた固定報酬である基本報酬、事業年度毎の会社業績および個人毎の目標の達成度合いに応じた業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、基本報酬のみを支払うこととする。

#### 2. 基本報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する事項

代表取締役および取締役に対する業績連動報酬について、事業年度毎に業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、売上高および売上高経常利益率の目標値、担当部門の売上高および部門利益の目標値、並びに定性的な個人毎の目標の達成度合を、指名・報酬委員会が評価し、算定する。

4. 株式報酬の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役に対し、譲渡制限期間を3年間から5年間までとする譲渡制限株式を、毎年、一定の時期に付与する。

付与する株式の個数は、当社の業績に基づき、役位、職責、当社の株価等を踏まえて決定する。

5. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、および株式報酬の額の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役および取締役の種類別の報酬の割合については、当社の業績に基づき、役位、職責等を踏まえて決定する。

標準的な業績の場合、概ね、固定報酬65：業績連動報酬35とし、業績連動報酬を増減することにより割合は変動する。株式報酬については当社の業績に基づき、役位に応じて決定する。

社外取締役については基本報酬のみとし、業績連動報酬および株式報酬は支給しない。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の手続きに関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、指名・報酬委員会の答申を尊重して、取締役会の決議により定める。

また、取締役の株式報酬の個人別の割当については、指名・報酬委員会の答申を尊重して、取締役会の決議により定める。

- ②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、社外取締役を委員長とし、社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会において、役員報酬等の決定方針を踏まえ審議され、指名・報酬委員会の答申を受けて取締役会で決議しているため、その内容は本方針に沿うものであると判断しています。

### ③当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	153 (24)	104 (24)	39 (-)	9 (-)	8 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	42 (12)	42 (12)	- (-)	- (-)	5 (3)
合 計	195	147	39	9	13

- (注) 1. 上記には、2025年6月27日開催の第127期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名が含まれております。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は、対象の事業年度の売上高および売上高経常利益率、担当部門の売上高および部門利益の目標値、並びに定性的な個人別の目標の達成度合い等を総合的に勘案したものであります。なお、当事業年度における業績連動報酬等に係る指標については、目標の売上高70,000百万円、売上高経常利益率4.0%等に対し、実績の売上高は64,796百万円、売上高経常利益率は1.7%等となっております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等4. 株式報酬の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。非金銭報酬等の総額は、当事業年度に費用計上した金額であります。
4. 取締役の金銭報酬の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第108期定時株主総会において、月額20百万円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は11名です。  
また金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第120期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬額は年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終了時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は11名です。
5. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第96期定時株主総会において、月額4百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は4名です。
6. 社外役員が当社の親会社等またはその子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役 浅羽 茂氏は、早稲田大学大学院 経営管理研究科教授を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に特記すべき取引はありません。
  - ・社外取締役 橋本秀一氏については、重要な兼職はありません。
  - ・社外取締役 中村規代実氏は、オリゾン法律事務所 パートナー弁護士および栄研化学株式会社 社外取締役を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間に特記すべき取引はありません。
  - ・社外監査役 増本善丈氏は、スプリング法律事務所 パートナー弁護士および株式会社 エムアールアイ債権回収 取締役を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間に特記すべき取引はありません。
  - ・社外監査役 大井素美氏は、大井公認会計士事務所、日本ロジスティクスファンド投資法人 監督役員およびリョーサン菱洋ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間に特記すべき取引はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	浅羽 茂	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、大学教授として培われた経営戦略に関する高い見識と豊富な経験を活かして、活発に発言し、専門的見地から提言を行う等、経営監視機能を十分に発揮しました。また、指名・報酬委員会の委員長として委員会の審議を主導し、取締役会に審議結果を答申しました。
	橋本秀一	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、Meiji Seika ファルマ株式会社執行役員として培われた高い見識と豊富な経験を活かして、活発に発言し、専門的見地から提言を行う等、経営監視機能を十分に発揮しました。また、指名・報酬委員会の委員として具体的な意見・提言を行いました。
	中村規代実	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、弁護士として培われた専門的な知識と経験を活かして、活発に発言し、専門的見地から提言を行う等、経営監視機能を十分に発揮しました。また、指名・報酬委員会の委員として具体的な意見・提言を行いました。
監査役	増本善丈	当事業年度開催の取締役会14回および監査役会12回の全てに出席し、弁護士として培われた専門的な知識と経験を活かして、適宜発言を行いました。
	大井素美	当事業年度開催の取締役会11回および監査役会10回の全てに出席し、公認会計士・税理士として培われた専門的な知識と経験を活かして、適宜発言を行いました。

## 4. 会計監査人に関する状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結していません。

### (3) 会計監査人の報酬等の額

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額                   | 59百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 59百万円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分していませんので、当事業年度に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

### (4) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

### (5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の監査体制、独立性および専門性などについて評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>47,665</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>11,350</b>
現金及び預金	2,555	買掛金	1,337
受取手形	1	短期借入金	1,511
電子記録債権	453	未払法人税等	3,391
売掛金	7,930	契約負債	35
有価証券	5,500	その他	5,075
商品及び製品	24,107	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,828</b>
仕掛品	3,256	繰延税金負債	4,267
原材料及び貯蔵品	2,857	役員退職慰労引当金	21
未収入金	800	退職給付に係る負債	3,055
その他	203	その他	1,484
貸倒引当金	△0	<b>負 債 合 計</b>	<b>20,178</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>50,031</b>	純 資 産 の 部	
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>20,544</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>62,677</b>
建物及び構築物	9,569	資本金	8,279
機械装置及び運搬具	3,245	資本剰余金	8,404
土地	7,199	利益剰余金	47,491
リース資産	3	自己株式	△1,498
建設仮勘定	44	その他の包括利益累計額	14,840
その他	481	その他有価証券評価差額金	12,950
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,684</b>	繰延ヘッジ損益	4
<b>投資その他の資産</b>	<b>27,802</b>	退職給付に係る調整累計額	1,885
投資有価証券	24,269	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>77,517</b>
退職給付に係る資産	3,420	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>97,696</b>
その他	113		
貸倒引当金	△1		
<b>資 産 合 計</b>	<b>97,696</b>		

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

売上高		68,696
売上原価		54,759
<b>売上総利益</b>		<b>13,937</b>
販売費及び一般管理費		13,885
<b>営業利益</b>		<b>52</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	887	
持分法による投資利益	27	
その他の	81	996
営業外費用		
支払利息	97	
固定資産処分損	123	
遊休資産諸費用	29	
その他の	39	290
<b>経常利益</b>		<b>758</b>
特別利益		
固定資産売却益	64	
投資有価証券売却益	6,978	
補助金収入	57	
受取保険金	84	
その他の	38	7,223
特別損失		
固定資産処分損	321	
固定資産圧縮損	57	
減損損失	527	
その他の	14	921
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>7,060</b>
法人税、住民税及び事業税	3,826	
法人税等調整額	△1,798	2,027
<b>当期純利益</b>		<b>5,032</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>5,032</b>

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>46,043</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>14,556</b>
現金及び預金	1,118	買掛金	1,292
電子記録債権	447	短期借入金	5,131
売掛金	7,851	未払金	775
有価証券	5,500	未払費用	1,899
商品及び製品	23,880	未払法人税等	3,272
仕掛品	3,255	前受金	93
原材料及び貯蔵品	2,837	契約負債	35
前払費用	112	従業員預り金	1,504
未収入金	857	その他	553
その他	183	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,428</b>
貸倒引当金	△0	繰延税金負債	3,210
<b>固 定 資 産</b>	<b>45,807</b>	退職給付引当金	3,779
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>19,466</b>	長期預り敷金	906
建物	8,206	その他	531
構築物	728	<b>負 債 合 計</b>	<b>22,984</b>
機械装置	2,837	純 資 産 の 部	
工具器具備品	467	<b>株 主 資 本</b>	<b>56,499</b>
土地	7,124	資 本 金	<b>8,279</b>
建設仮勘定	44	資 本 剰 余 金	<b>8,404</b>
その他	58	資本準備金	8,404
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,666</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>41,313</b>
借地権	1,305	利益準備金	2,069
ソフトウェア	319	その他利益剰余金	39,243
その他	41	配当準備積立金	2,700
<b>投資その他の資産</b>	<b>24,673</b>	設備拡張積立金	1,200
投資有価証券	22,703	買換資産圧縮積立金	3,387
関係会社株式	391	特別償却準備金	1
長期貸付金	101	別途積立金	18,516
前払年金費用	1,409	繰越利益剰余金	13,438
その他	68	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,498</b>
貸倒引当金	△1	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>12,365</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>91,850</b>	その他有価証券評価差額金	12,361
		<b>繰 延 ヘ ッ ジ 損 益</b>	<b>4</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>68,865</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>91,850</b>

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

売 上 高		66,498
売 上 原 価		53,623
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>12,874</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,200
<b>営 業 損 失 ( △ )</b>		<b>△326</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,090	
そ の 他	72	1,163
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	158	
固 定 資 産 処 分 損	122	
遊 休 資 産 諸 費 用	29	
そ の 他	39	350
<b>経 常 利 益</b>		<b>486</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	64	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,978	
補 助 金 収 入	57	
受 取 保 険 金	84	
そ の 他	38	7,223
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	321	
固 定 資 産 圧 縮 損	57	
減 損 損 失	527	
そ の 他	14	921
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>6,788</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,623	
法 人 税 等 調 整 額	△1,770	1,852
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>4,935</b>

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

日本甜菜製糖株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村松 啓 輔  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷川 良 憲  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本甜菜製糖株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本甜菜製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

**独立監査人の監査報告書**

2026年5月11日

日本甜菜製糖株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村松啓輔  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷川良憲  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本甜菜製糖株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第128期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

日本甜菜製糖株式会社 監査役会

監査役(常勤)	古	賀	啓	㊟	
監査役(常勤)	藤	崎	裕	之	㊟
監査役(社外監査役)	増	本	善	丈	㊟
監査役(社外監査役)	大	井	素	美	㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

## 場所

東京都中央区京橋二丁目6番4号 ニッテン京橋ビル 当社本店（地下1階）



## 交通機関

東京メトロ銀座線

「京橋駅」6番出口より徒歩1分

都営浅草線

「宝町駅」A5出口より徒歩3分

JR

「東京駅」八重洲南口より徒歩9分

JR京葉線

「東京駅」1番出口より徒歩7分

東京メトロ有楽町線

「銀座一丁目駅」7番出口より徒歩8分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、  
お願い申し上げます。

お土産の配布はございません。



日本甜菜製糖株式会社

ホームページ <https://www.nitten.co.jp>

